別添２

軽減税率対策補助金申請のポイントについて

１．複数税率対応レジの導入支援（A型）
複数税率に対応できるレジを新しく導入・既存のレジの改修を行う場合

（１）申請期間
平成 29 年 5 月 31 日まで（導入・改修後の申請）
※平成 29 年 3 月 31 日までに、導入・改修等が完了していること。

（２）補助対象となるレジ
申請 HP の「A-1,A-3,A-4 型の型番リスト」を参照。
※型番リスト以外のレジの導入・改修は対象外となりますのでご注意ください。

（３）補助対象経費
レジ本体機器及びレジ付属機器等（ソフトウェアを含む）
※レジ 1 台につき、1 種 1 台が対象。本体に付属機器の機能が含まれる場合は、付属機器の申請は不可。

（４）申請方法
導入または改修後に、所定の書類を以下送付先に郵送する。

【申請書類送付先】
〒115-8691 赤羽郵便局　私書箱 4 号
軽減税率対策補助金事務局　申請係

（５）補助率及び補助上限
①レジ本体・付属機器
1 台かつ 3 万円未満は、補助率 3/4
→それ以外の場合は、補助率 2/3・補助上限（1 台あたり）20 万円
②設置に要する経費
補助率 2/3・補助上限は、台数×20 万円
③1 事業者あたりの上限は、200 万円とします。

（６）注意事項
支払の証拠書類となる領収証や請求書が必要となっておりますので、中小・小規模事業者が導入・改修された際には、必ず保管するように指導をして下さい。
なお、リースによる導入も補助対象となっております。
申請に際しては、公募要領及び申請の手引きを必ず参照して下さい。

２．受発注システムの改修等支援（Ｂ型）
電子的な受発注システムに、複数税率に対応するための改修・入替を行う場合。

（１）申請期間
平成 29 年 3 月 31 日まで（改修・入替前の申請）
※交付決定以前の改修・入替は、補助対象外。

（２）補助対象及び経費
指定事業者による改修・入替

（３）申請方法
申請方法は、指定事業者による代理申請を原則とします。
※指定事業者登録リスト以外の改修・入替は認められません。

（４）補助率及び補助上限
①補助率
補助率 2/3

②（小売事業者等の）発注システムの補助上限・1000 万円
（卸売事業者等の）受注システムの補助上限・150 万円
両方の改修・入替が必要な場合の補助上限・1000 万円

（５）注意事項
事前の「交付申請」及び完了後の「完了報告」が必要となります。
申請に際しては、公募要領及び申請の手引きを必ず参照して下さい。
※中小・小規模事業者等が自ら導入する場合の申請方法については、現在検討中です。

本補助金の詳細については、ホームページをご確認ください。随時更新されます。 http://kzt-hojo.jp/
お電話でも問合せを受け付けています。 軽減税率対策補助金事務局コールセンター （受付時間：9 時～17 時（土・日・祝除く）／通話料有料） 0570 (081) 222（IP 電話等からの番号 03 (6627) 1317）